

第1章 復興体制の構築

ここでは、都市・住宅分野の復興を進めるために必要となる、市の復興体制に係わる活動項目の手順を整理する。

被害情報の収集、罹災証明発行、総合的な震災復興の計画づくり、人員の確保等が含まれるが、これらはくらし・産業分野の復興にも関連する事項で、それらの検討を待って内容の修正・強化を行うものとする。

第1節 被害情報と復興需要の把握

- 1 被害調査及び復興のための調査の準備
- 2 応急危険度判定調査
- 3 家屋被害認定調査
- 4 災害復興基本方針等の策定に向けた調査の実施
- 5 生活再建・都市復興状況の継続的把握
- 6 罹災証明書の発行

第2節 災害復興計画・財政方針の策定

- 1 災害復興基本方針の策定
- 2 災害復興総合計画・特定分野の復興計画の策定
- 3 財政方針の策定
- 4 復興基金

第3節 人員の確保

- 1 職員等の配置
- 2 復興ボランティアの受け入れ

第4節 用地の確保と災害廃棄物の処理

- 1 用地の確保と利用調整
- 2 生産緑地地区／民有地の活用
- 3 災害廃棄物の処理

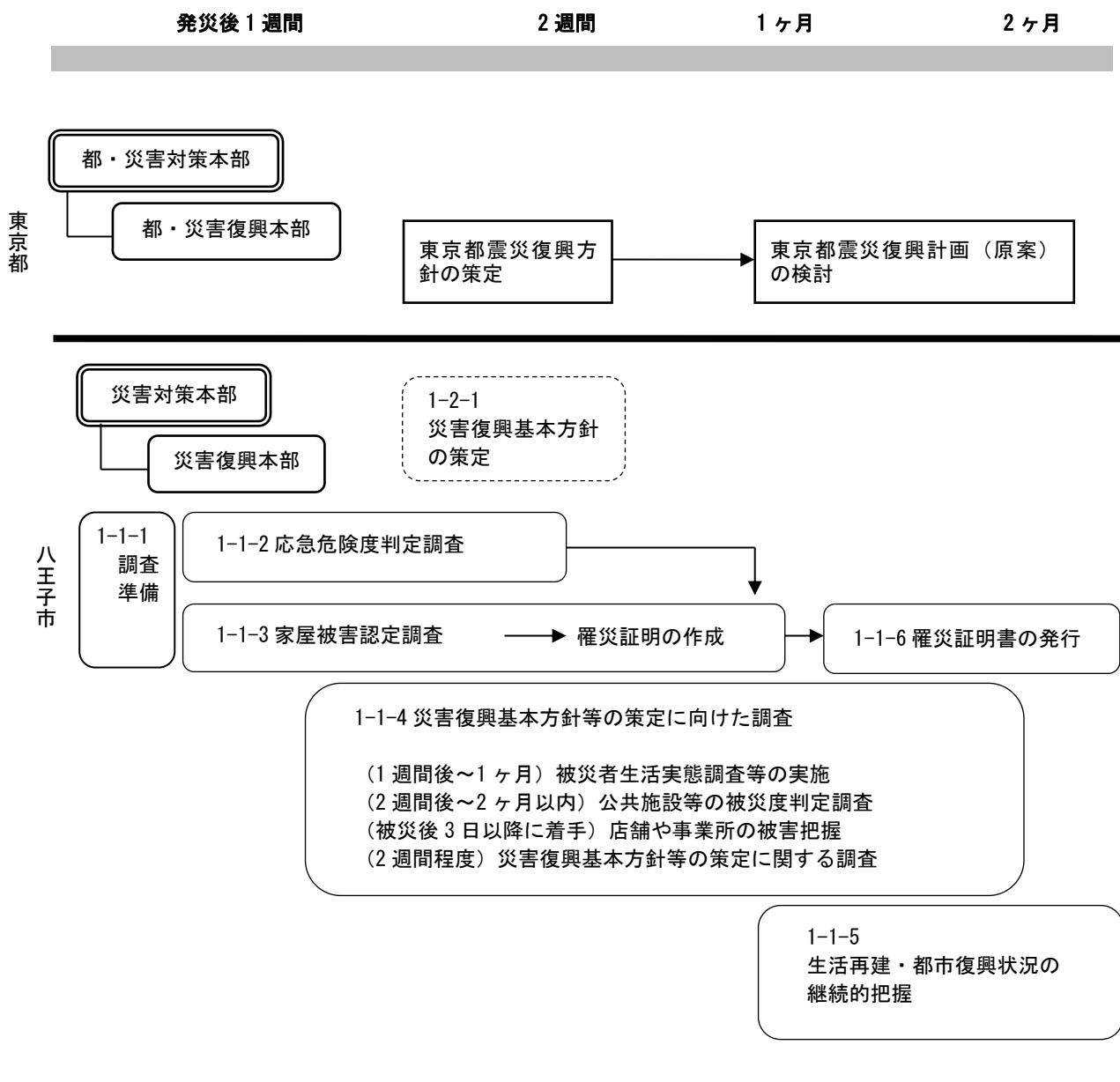
第5節 広報と相談

- 1 広報活動の展開
- 2 市外避難者への情報提供、バリアフリー広報
- 3 被災者総合相談窓口の設置

第1節 被害情報と復興需要の把握

市では、災害発生直後に災害対策本部を設置し、被害を把握する作業を始め、被害情報をもとに種々の応急対策活動を展開する。都市や住宅の復興に当たっても、まず初期の被害や国・都の情報を集約し、復興に向けての調査を展開するなど準備を進めることが重要になる。

様々な被害調査や集計項目が必要になるが、本節では、都市・住宅の復興と地域や市民生活の維持に関する主な調査項目の手順を示す。



1-1-1 被害調査及び復興のための調査の準備

活動のあらまし

実施担当	災対財政部・災対安全総務部 災対各部・関係各部
マニュアル更新担当課	防災課

災害直後、関係各部は速やかに被害情報を収集する。災対財政部は、災害対策本部が設置され、被災地の被害状況など被害情報の収集を行う。

関係各部は各担当の被害調査を行い、災害対策本部においてとりまとめ、国や都に報告する。

災害復興本部では、災害対策本部が収集した被害調査を活用するとともに、必要に応じて、都市・住宅や被災者の生活再建に向けての情報を収集し、復興施策の展開に役立てる。

◆震災前に準備すべき事項◆

--

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 被害情報の収集 【関係各部・災対財政部】	地震発生直後	①被災直後、災対各部は被害情報を収集し、災対安全総務部に報告する。 ②災害対策本部設置後、災対財政部は、被害情報を収集する。応急活動のため必要があると認められる場合には、災害対策本部長の指示のもと、現地調査を実施する。
(2) 各種被害調査の実施 【災対各部・災対安全総務部】	～3日以内	①関係各部は、所管施設、所管事項に関する被害調査を行い、災対安全総務部に報告する。
(3) 復興に向けての調査準備 【災害復興本部事務局】	3日目～	被害調査（マ1-1-1）をもとに、宅地・建物の応急危険度判定調査（マ1-1-2）や家屋被害認定調査（マ1-1-3）、被害状況調査（マ2-1-2、マ2-1-3）、被災者生活実態調査など復興のための調査の準備（実施方針、人員確保、機材の準備等）を行う。

留意事項	
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種調査要領 ・ 調査資機材 ・ 調査報告様式
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1① DIS 出力様式

◆都の支援体制等◆

担当課	
支援内容	

1-1-2 応急危険度判定調査

活動のあらまし

実施担当	災対まちなみ整備部
マニュアル更新担当課	建築指導課

災害対策本部において、被害の拡大が収束した段階で、必要に応じて余震等による二次被害の防止を目的に「応急危険度判定」を実施する。これは、被災直後に当該建物・宅地の二次災害の危険性を判定員が現地で判断するもので、赤（危険：立ち入り禁止）・黄（要注意：立ち入りには十分注意）・緑（調査済：立ち入り可）の標識を現場に掲示する。

判定員とは応急危険度判定を実施するために東京都から認定された者をいい、災対まちなみ整備部は判定員の協力を得て、被災建物と被災宅地の「応急危険度判定」を実施する。調査結果は、現地に表示するとともに、家屋被害認定調査（1-1-3）の参考にする。調査は、被害が甚大な地区からすみやかに実施する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・想定される被害状況に応じて必要となる人員量等を検討しておく。
- ・応急危険度判定員の名簿作成・更新（年1回）、連絡体制の整備、研修
- ・応急危険度判定員に対する模擬訓練、講習会等の実施
- ・都や関係団体との連絡訓練（年1回）の実施
- ・応急危険度判定員の集合場所、判定拠点等の事前指定
- ・判定に必要な資機材（地図、建築物一覧、ステッカー等）の整備

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
（1） <i>応急危険度判定調査の準備</i> 【災対まちなみ整備部】	3日～ 2週間 以内	①災対まちなみ整備部内の担当職員は、建築物及び宅地の応急危険度判定調査の準備を行う。 ②市民に災対広報等を通じて応急危険度判定調査の趣旨等を周知する。 ③事前に都に登録されている市内在住・在勤の判定員を招集する。 ④被害情報や被害調査（マ1-1-1）をもとに、実施地区を設定する。
（2） <i>住宅・宅地の応急危険度判定調査</i> 【災対まちなみ整備部】	3日～ 2週間 以内	①災対まちなみ整備部は、実施地区に判定員を派遣し、応急危険度判定調査を実施する。 ②判定結果をステッカー等で建築物や宅地に標示する。 ③判定結果を取りまとめ、都に報告する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定調査は二次災害防止のための調査で、立ち入りの可否を技術的に判定する。被災者に混乱を招かぬよう家屋被害認定調査との違いを周知することが重要である。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定員リスト ・ 応急危険度判定マニュアル ・ 応急危険度判定調査シート(宅地) ・ 応急危険度判定調査シート(建物) ・ デジカメ、ステッカー等判定資機材
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-2① 応急危険度判定業務の流れ ・ 1-1-2② 応急危険度判定調査表

◆都の支援体制等◆

担当課	都市整備局市街地建築部建築企画課 都市整備局市街地整備部区画整理課（宅地に関すること）
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> ①区市町村の応急危険度判定の支援を行う「応急危険度判定支援本部」の設置 ②区市町村の要請に基づく応急危険度判定員の派遣・調整 ③広報等による応急危険度判定の目的等の周知 ④区市町村の実施結果の集約 ⑤国、他県市、関係団体等との調整（支援要請等）、国土交通省を通じた都市再生 機構への支援要請 ⑥応急危険度判定員の事前登録、研修等 [事前] ⑦応急危険度判定コーディネーター講習会の実施 [事前] ⑧応急危険度判定員への区市町村が実施する模擬訓練等の情報提供 [事前] ⑨区市町村や関係団体との連絡訓練（年1回）の実施 [事前]

1-1-3 家屋被害認定調査

活動のあらまし

実施担当	災対財政部
マニュアル更新担当課	資産税課

「家屋被害認定調査」は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊を行政職員等が現地調査を行い判定する。これは「罹災証明」発行の根拠になる調査である。多数の家屋が被災した場合、災対財政部は都や近隣市町村の応援協力を得て、迅速に調査体制を構築し、調査は、被害が甚大な地区からすみやかに「家屋被害認定調査」を実施し、「被災者台帳」を作成する。(地域防3編2章8節)

なお、「応急危険度判定」が実施された地区では、その判定結果を被害認定調査の参考にする

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・市域が広い場合、必要な人員確保についての応援体制をあらかじめ検討しておく必要がある。
- ・家屋被害認定調査の事前段階での調査計画の策定と体制の検討（調査員の人員規模の算出、被害認定調査の実務経験者の活用等）
- ・家屋被害認定調査の応援・受援体制に係るネットワークと体制の構築（他の地方公共団体や関係団体との協定の締結、手続の明確化、資機材や宿舍の確保、研修講師の養成等）
- ・家屋被害認定調査に関する研修等の実施

※家屋被害認定調査については、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和3年3月内閣府）」

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 家屋被害認定調査の準備 【災対財政部】	3日～ 8日	①災対財政部は災害対策本部に集まった被害情報や被害調査（マ1-1-1）を踏まえて調査地区の優先順位を設定する。 ②調査は市職員が行うものとし、人員不足の場合、市内、都及び近隣市町村に応援を要請する。 ③1チーム3人、750棟/日を目途に調査計画を構築する。
(2) 家屋被害認定調査の実施 【災対財政部】	8日～ 3ヶ月 以内	①災対財政部は、被災直後に地域防災計画に基づきすみやかに調査体制を確立し、家屋被害認定(第一次)調査を実施する。
(3) 被災者台帳の作成 【災対財政部】	1ヶ月～	罹災証明書の発行に向けて家屋被害認定調査結果を整理し、「被災者台帳」を作成する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 行政としての公的被害認定調査であり、原則として本市職員が 1 チーム 1 名以上で対応することが望ましい。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害認定基準運用指針 調査資機材（地図、カメラ、調査シート等） 被災者台帳様式
資料	<ul style="list-style-type: none"> 1-1-3① 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抜粋） 1-1-3② 地震等による被害に係る被害認定の流れ 1-1-3③ 被害認定調査票様式

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課①②⑥、都市整備局市街地整備部企画課④、主税局（都税事務所）③⑤
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①区市町村からの応援要請を受けた場合の、応援人員の配分についての総括調整 ②家屋被害状況調査に対する応援体制の整備 ③被害状況図を整理し、区市町村へ提供 ④情報提供等に関し締結した協定に基づく、家屋台帳情報の提供[事前] ⑤住家被害認定調査に関する研修・訓練等の実施等 [事前]

1-1-4 災害復興基本方針等の策定に向けた調査の実施

活動のあらまし

実施担当	関係各部
マニュアル更新担当課	経営計画課

被害が収束した段階で、適切で有効な復興施策の策定に向けて、市民の生活や住宅、産業等の再建に関する調査を実施する。主な調査は以下で、その他必要に応じて企画、実施する。

- ・被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）（避難所主管部※・災対福祉部）
- ・商店や事業所等の被害調査、雇用状況調査（産業振興部）
- ・公共/公的施設の被害状況及び被災度判定調査（契約資産部）
- ・災害復興基本方針等の策定に関する調査（災害復興本部事務局）

※避難所主管部：災对学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対市民活動推進部、災対産業振興部（地 3-9-

3)

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・市外へ移動した被災者の状況把握方法について検討する。
- ・地域協働等市民の復興のニーズの把握方法について検討しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）の実施 【避難所主管部※・災対福祉部】	1週間程度～1ヶ月	①避難所等の被災者を対象に、被災前後の状況や生活再建意向を把握する。合わせて要援護者を対象に福祉需要を把握する。調査は一定期間継続する。 ②調査結果は東京都福祉保健局に報告する。
(2) 公共施設等の被災度区分判定調査 【契約資産部】	2週間程度～2ヶ月以内	①契約資産部は、被災した公共・公的施設について、復旧か再建かを判定する被災度区分判定調査を実施する。（参考：「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術基準」 財団法人日本建築防災協会）
(3) 店舗や事業所の被害把握 【産業振興部】	被災後3日以降に着手	①産業振興部は業界団体等を通じて、商業その他産業の被害と再建のための支援ニーズ、雇用状況を把握する。 ②都から調査を依頼された場合は協力する。
(4) 災害復興基本方針等の策定に関する調査 【災害復興本部事務局】	～2週間程度	災害復興に関する市民要望等基本方針の策定に関する情報を収集する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 被災生活実態調査や家屋被害認定調査等各種結果は「被害台帳システム」で一元化し相談業務等に役立てる。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査実施要領及び調査票
資料	<ul style="list-style-type: none"> 1-1-4① 住民被害等の実態調査体系（案） 1-1-4② 民間住宅等被害状況把握（家屋住家の被災度調査）の流れ図 1-1-4③ 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法（案） 1-1-4④ 被災者生活実態調査表（兼地域福祉需要基礎調査）（案） 1-1-4⑤ 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書式

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課 政策企画局 都市整備局市街地整備部企画課
支援内容	①広域自治体として復興施策に係る「東京都震災復興方針」の決定 ②長期的視点に立った都民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要ソフト、ハードの総合的な施策を内容とした「東京都震災復興計画」の策定

1-1-5 生活再建・都市復興状況の継続的把握

活動のあらまし

実 施 担 当	災害復興本部事務局・関係各部 ※避難所主管部
マニュアル更新担当課	経営計画課

復興活動が継続している間、災害復興本部では、復興施策の展開状況に合わせて、市民の生活や住宅再建などの復興状況を継続的に把握する。

※避難所主管部：災对学校教育部、災对生涯学習スポーツ部、災对市民活動推進部、災对産業振興部（地 3-9-3)

◆震災前に準備すべき事項◆

・市民の生活等の状況について、調査時期や方法（アンケート等）を事前に検討しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 復旧・復興の進捗状況の把握 【災害復興本部事務局・関係各部】	概ね 1ヶ月後 ～	①関係各部は、所管する震災復興・復旧施策の実施状況を把握し、その時点の課題を把握する。 ②災害復興本部で情報を集約し、市民に公表するとともに、速やかに東京都に報告する。 ③実績の伸び悩みや改善すべき課題が生じた場合は、国・都などに情報提供を行う。
(2) 被災者生活実態のフォロー 【避難所主管部※】	概ね 2ヶ月後 ～	①避難所主管部※は、避難所等で実施した被災者生活実態調査をもとに、定期的に対象者の生活実態をフォローする。 ②改善すべき課題が生じた場合は、関係所管を通じて国・都などに働きかける。
(3) 住宅等の再建状況の把握 【災害復興本部事務局】	概ね 6ヶ月後 ～	①建築動向などをもとに、市民の住まいの再建状況を把握し、復興計画や施策に反映する。

留意事項	
必要な物品	
資料	

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課他関係各局担当課
支援内容	①都有施設の復旧・復興状況を把握し、情報提供

1-1-6 罹災証明書の発行

活動のあらまし

実施担当	災対財政部・消防署
マニュアル更新担当課	税制課

「罹災証明書」は、税の減免、被災者生活再建支援金等被災後の様々な生活再建対策を受けるに当たって重要な書類である。火災にあつては消防署が発行し、建物倒壊等については市が発行する。

「家屋被害認定調査」を実施し「被災者台帳」を作成しておき（マ1-1-2）、被災者の発行申請に即して、応急危険度判定調査の結果も加味しながら、台帳を確認して発行する。

再調査の申請が出された場合、被災者の立ち会いを得て再調査を行い、それを元に発行する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・「被災者台帳データベース」（被災者台帳データ＋支援対象等関連データ）を活用したシステムの構築を検討する
- ・罹災証明書交付に関する訓練
- ・罹災証明書交付会場の想定
- ・地域住民に対する防災教育（罹災証明事務）

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 罹災証明の受付と発行 【災対財政部・消防署】	概ね 1ヶ月後 ～	①罹災証明発行の人員を確保し、発行に関する広報を行う。 ②「被災者台帳」確認の端末をセットしておく。 ③申請者から「罹災証明申請書」の提出を受ける。 ④台帳に照合して、「罹災証明書」を発行する。内容が了解を得られない場合は再調査の日時を設定する。
(2) 再調査への対応 【災対財政部】	概ね 1ヶ月後 ～	①災対財政部は、再調査の申請が出された場合、被災者等の立ち会いを要請し、家屋被害の再調査を実施する。 ②再調査結果をもとに「罹災証明書」を発行する。

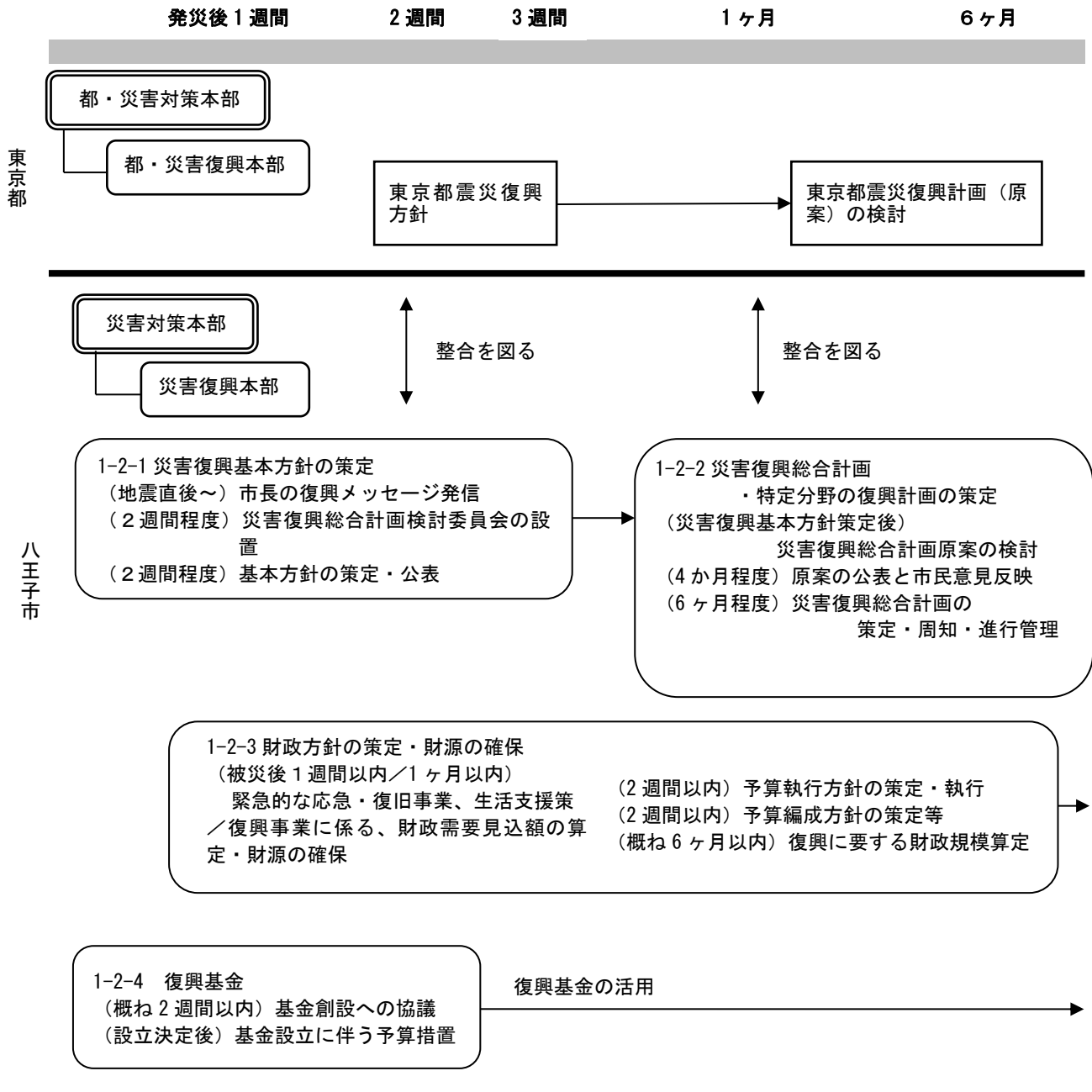
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発行場所、会場の確保や再調査人員の手配などについては、被災者等への負担が大きくなるように配慮する。 ・消防署と協議して、データを共有しておくこと。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳 ・罹災証明申請書書式 ・罹災証明書式 ・再調査の実施要領
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-1-6① 罹災証明発行に係る流れ（案） ・1-1-6② 罹災証明交付申請書 ・1-1-6③ 罹災証明書

◆都の支援体制等◆

担当課	主税局（都税事務所）①②、都市整備局（多摩建築指導事務所）①②、東京消防庁（消防署）①③、総務局総合防災部防災管理課④
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①「罹災証明書交付に関する調整会議」への参加 ②区市町村の要請に基づく固定資産税関連情報又は建築確認関連情報の提供 ③家屋被害状況調査（火災）結果の提供 ④「罹災証明書交付に関する調整会議」及び罹災証明書交付準備の総合調整・助言

第2節 災害復興計画・財政方針の策定

ここでは、総合的な観点からの復興の展開を目指して策定する復興の方針及び復興基本計画の作成手順、及び実現の裏付けとなる財政方針や復興基金について示す。財政方針等は状況に合わせて、見直しを図る。



1-2-1 災害復興基本方針の策定

活動のあらまし

実施担当	災害復興本部事務局
マニュアル更新担当課	経営計画課

市長は、災害復興本部を設置した場合、災害復興総合計画を策定するが、それに先だって、被災後の市民生活や市街地形成のあり方及びその実現にいたる基本的戦略を明らかにした「八王子市災害復興基本方針」を策定する。なお、想定する被害は「大規模災害からの復興に関する法律」の特定大規模災害であり、同法九条で策定される都復興方針と十分に整合を図る。

本部長は、市職員のほか、学識経験者、市民代表及び東京都職員等により構成される「災害復興総合計画検討委員会」を設置し、災害復興基本方針、災害復興総合計画等を諮る。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・災害復興基本方針（案）の概要の検討
- ・災害復興総合計画検討委員会の構成員の検討

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

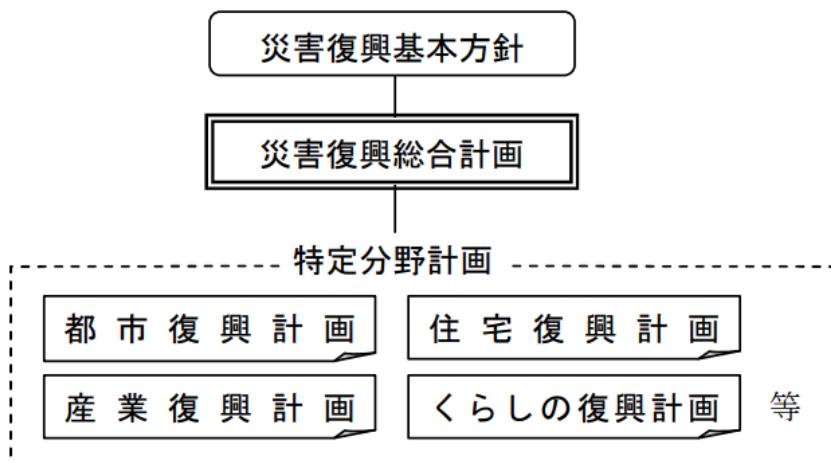
具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 市長の復興メッセージ発信 【災害復興本部事務局】	直後～	①市長は、災害復興本部の発足時に、市民及び他都市、都・国等に向けて、復興に取り組むメッセージを発信する。
(2) 災害復興総合計画検討委員会の設置 【災害復興本部事務局】	2週間程度	①速やかに学識経験者、市民代表、東京都及び市職員からなる「災害復興総合計画検討委員会」（以下、検討委員会）を設置する。 ②基本方針の策定に当たって、原則として検討委員会の検討が望ましい。
(3) 基本方針の策定・公表 【災害復興本部事務局】	2週間程度	①災害対策本部からの被害調査結果をもとに、関係各部課に対して災害復興基本方針原案の作成を依頼する。 ②復興本部事務局は、関係各部課の作成した原案を取りまとめ、必要な調整を行い、基本方針案として本部会議に付議する。 ③速やかに基本方針案を、検討委員会に諮る。 ④市長は、災害復興本部会議の議を経て、災害復興基本方針を策定し、速やかに市民及び関係機関に公表、周知を図る。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・復興メッセージ及び基本方針は、都・国・関係機関との整合を図る。 ・被災者や市民を元気づける内容・文言となるよう配慮する。
必要な物品	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-1① 震災復興方針（区市町村標準マニュアル）

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課 都市整備局市街地整備部企画課
支援内容	①広域自治体として復興政策に係る「東京都震災復興方針」の決定

災害復興計画の体系



1-2-2 災害復興総合計画・特定分野の復興計画の策定

活動のあらまし

実施担当	災害復興本部事務局・関係各部
マニュアル更新担当課	経営計画課

災害復興本部は、災害復興基本方針に基づき、「災害復興総合計画」及び特定分野の復興計画を策定する。

災害復興総合計画は、災害後の八王子市の復興に係る市政の最上位の総合計画として、①自治体を実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにし、②市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅し、③今後の大災害にも備える安全安心都市への改善を目指した長期的視点に立って策定する。策定に当たっては、広く市民の意向を聴き、計画に反映する。

特定分野の計画は、特定分野の施策について、災害復興総合計画と整合しつつ策定する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・震災復興総合計画の骨格や計画策定スケジュールの想定（都マ 資料1-44 P255 参照）

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 災害復興総合計画原案の検討 【災害復興本部事務局・関係各部】	災害復興基本方針策定後～	①復興本部事務局は、速やかに計画策定の体制を確立し、策定方針を示し、策定にかかわる進行管理と総合調整を行う。 ②関係部課は策定方針を踏まえて原案を作成する。 ③復興本部事務局は、災害復興総合計画検討委員会の審議を経て、計画原案を取りまとめる。
(2) 原案の公表と市民意見反映 【災害復興本部事務局】	4ヶ月程度	①災害復興総合計画原案を公表し、パブリックコメントや関係機関、関係する地域組織等の意見を聞き、計画内容を修正、強化する。
(3) 災害復興総合計画の策定・周知・進行管理 【災害復興本部事務局】	6ヶ月程度	①市長は、本部会議の議を経て、災害復興総合計画を策定し、速やかに市民及び関係機関に公表、周知を図る。 ②関係部課は策定した計画に基づき復興事業等を展開する。災害復興本部事務局は、進行管理を行い、必要に応じて災害復興総合計画を修正する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・都・関係機関の計画との整合を図る。 ・ 迅速に行うためには特定分野の復興計画原案の検討を先行させ、それらの整合を図って災害復興総合計画をとりまとめる方法も考えられる。 ・ 大規模災害からの復興に関する法律第8条に基づき政府が復興方針を定め、同法第10条第1項に基づき、市が単独又は東京都と協同して復興計画を作成する場合には、同法同上第2項に基づく事項を記載する。
必要な物品	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-2① 震災復興計画の骨子となる項目 ・ 1-2-2② 大規模災害からの復興に関する法律に規定する復興計画

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課 都市整備局市街地整備部企画課
支援内容	①長期的視点に立った都民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要ソフト・ハードの総合的な施策を内容とした「東京都震災復興計画」の策定

1-2-3 財政方針の策定・財源の確保

活動のあらまし

実施担当	災害復興本部事務局・財政課 ・契約課・関係各部
マニュアル更新担当課	財政課

災害復興本部は、予算措置、財源対策や特例措置に係る国や都への提案要求を行うとともに、復興総合計画策定等の前提資料となる財政需要見込額を算定し、必要な財源を確保する。財政需要は複数年次にわたって見積もり、順次精度を高めていく。

また、緊急度が高い応急・復旧対策は当年度予算で可能な限り措置するための方策を検討するほか、応急・復旧事業、復興事業に係る予算編成に当たって、予算編成方針を示す。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・ 応急復旧・復興事業に関する財政需要見込額の算定方法の検討
- ・ 緊急時の予算執行方法及び契約事務の推進方法の検討（都マ 資料 1-45. 46 P256～P258 参照）
- ・ 緊急時における予算要求手続きの検討

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 応急・復旧・復興に係る財政需要額の算定・財源の確保 【財政課・災害復興本部事務局・関係各部】	被災後 1週間以内	【応急・復旧事業】 ①関係各部は、緊急を要する応急・復旧事業や被災直後の生活支援策に係る財政需要額を算定し、財政課に報告する。
	1ヶ月以内	【復興事業】 ①関係各部は、復興事業に要する財政需要を算定し、年次計画と合わせ財政課に報告する。 ②財政課は、関係各部からの報告を受け、復興事業に係る事業費の総枠を見込み、災害復興本部に報告する。 ③財政課及び関係各部は財源確保を図るため、災害復旧事業に係る起債及び国庫負担金申請等所要の手続きを行うとともに、特別措置について国及び都に要望する。
(2) 緊急応急復旧に係る予算措置、執行 【財政課・契約課・関係各部】	2週間以内	【応急・復旧事業】 ①関係各部は、財政課に報告した財政需要の予算措置について必要に応じて財政課と協議し、予算措置後速やかに執行する。 ②財政課は、必要に応じて予算執行方針を策定する。 ③関係各部は、予算執行方針が定められた場合においてこれに従い、速やかに予算を執行する。

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(3) 予算編成方針の策定等 【財政課】	2週間 以内	【応急・復旧事業】【復興事業】 ①財政部は、必要に応じて補正予算編成方針案を策定する。
(4) 復興に係る財政需要額の算定 【財政課・関係各部】	概ね6ヶ月 以内	①関係各部は、予算編成方針に従って災害復興総合計画に盛り込まれる各事業の実施に必要な予算額を算定し、予算要求を行う。 ②財政課は、災害復興総合計画に盛り込まれる予算総額及び各年度に必要な予算額を取りまとめ、災害復興本部に報告する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けた場合の措置は、地域防第6編第2章第2節激甚法による災害復旧事業を参照する。 ・財政課への財政需要の報告は、「財政需要見込シート」により行う。 ・国や都からの情報収集に努め、適切な事業・制度を積極的に活用し、補助金の確保に努める。 ・民間活力を導入した事業方式を積極的に検討する。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・「財政需要見込シート」
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-3① 財政需要見込みシート

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局行政部市町村課
支援内容	①区市町村の財政方針の策定に係る技術的な助言

1-2-4 復興基金

活動のあらまし

実施担当	災害復興本部事務局 財政課・関係各部
マニュアル更新担当課	都市戦略課

東京都では、震災からの早期復興に向けて、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取組みを補完し、復興のための諸事情を長期的視点に立って機動的かつ弾力的に推進するため、発災後、国や関係区市町村と協議のうえ、「復興基金」創設する予定である。

市は広域的な復興に向け、都が設置する復興基金への出捐等を検討する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・復興基金に関する基金の負担のあり方など関係部課と協議（都マ資料 1-47. 48. 49 P259～P300）
- ・復興基金の実施事例、財政調整基金、東京都貸付け等の把握に努め、最適な選択が行えるよう検討しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 基金創設への協議 【災害復興本部事務局】	概ね 2週間 以内	①災害復興本部事務局は、復興基金の設立や負担割合について東京都と協議する。 ②基金の創設及び出捐が決定した場合、東京都が設置する復興基金設立準備委員会に参加する。 (参考：「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」第1章第4節第3項)
(2) 基金設立に伴う予算措置 【災害復興本部事務局、財政課】	設立 決定後	①災害復興本部事務局は、復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための調整を図る。 ②災害復興本部事務局は、出捐及び運用財産に係る貸付を行うための財源として市債を見込む場合は、財政課と調整を行う。 ③財政課は、災害復興本部事務局が行う調整に基づき、出捐等に係る予算措置を図る。
(3) 復興基金の活用 【関係各部】	設立 決定後	①災害復興本部事務局は、復興基金の事業内容について、市の意見を反映させる。 ②災害復興本部事務局は、八王子市に係る復興基金の活用体制を構築する。 ③関係各部は、復興事業の財源に復興基金の活用を図る。

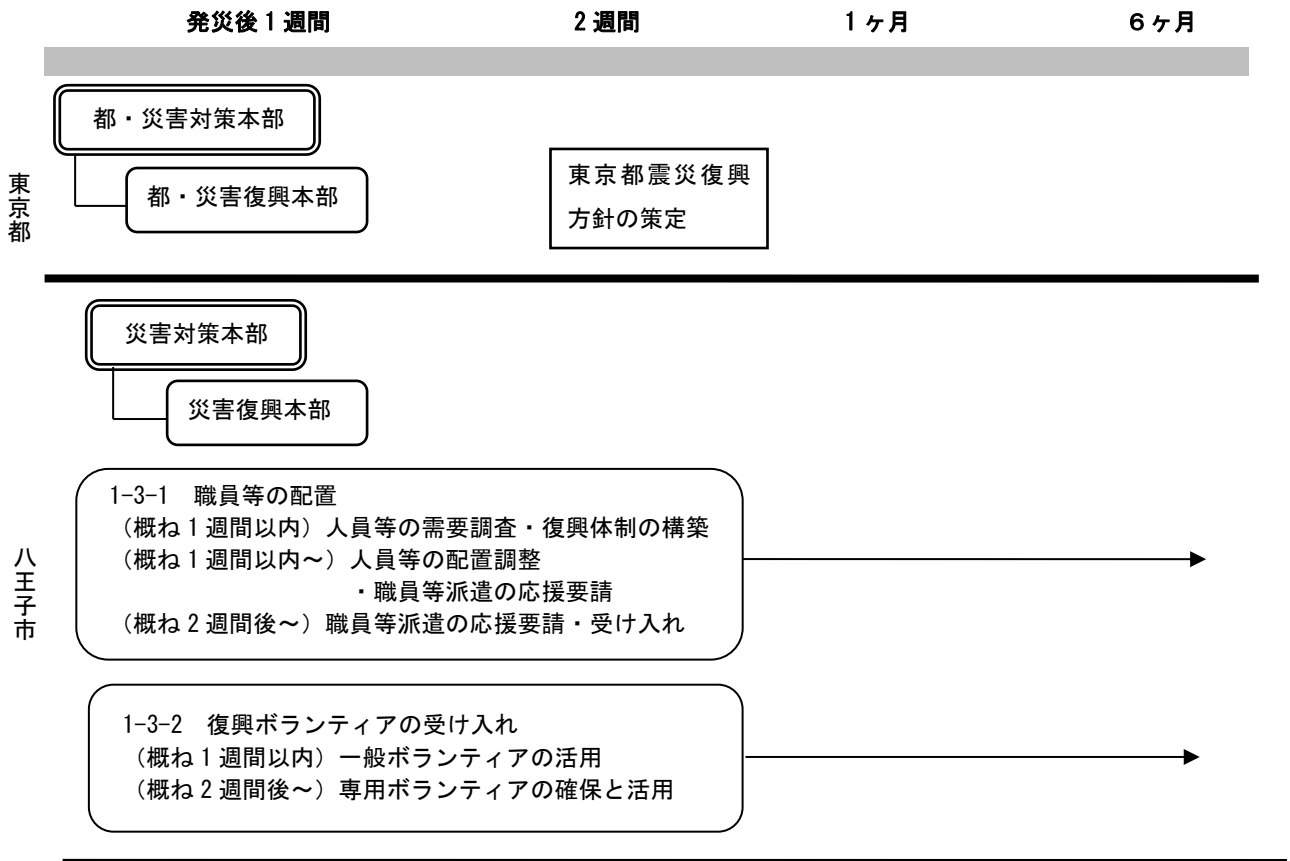
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神淡路大震災では起債した資金を運用する「運用型基金」を実施し、東日本大震災では国からの交付金を資金とした「取り崩し型基金」を実施した。このページでは東京都震災復興マニュアルに記載された「運用型基金」をベースに考えを示しているが、都の基金を使うか、市独自の財政調整基金を使うか、東京都からの貸付けを受けるか等、社会情勢の変化に応じて様々な選択肢も考慮する必要がある。 ・ 復興基金が使える事業内容、市への運用委任などを東京都と協議しておく。 ・ 市独自の復興事業に基金が使えるよう、東京都に要望する。
必要な物品	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-4① 阪神・淡路大震災復興基金事業の概要 ・ 1-2-4② 東日本大震災における各県の復興基金事業の概要

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災管理課
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①法人の組織、内部規定等の雛型の整備〔事前〕 ②復興基金に関する関係部局及び区市町村との協議 ③運用財産の運用方法の検討 ④法人設立準備委員会の設置

第3節 人員の確保

ここでは、復興を進めるに当たっての職員及び専門家やボランティア等の人員の確保に関する事項を取りまとめる



1-3-1 職員等の配置

活動のあらまし

実施担当	災害復興本部・災対安全総務部 ・災対戦略部
マニュアル更新担当課	職員課

各部は災害復興本部の設置に伴い、それぞれの分掌事務の業務を行い、事務局との調整のうえ災害復興本部会議などで随時報告する。また、震災復興では一定の期間に集中的に人材を確保すべき業務が発生する。状況によっては複数部課の連携などが必要になる場合もあり、その際は必要に応じてプロジェクトチーム（以下、PT）の設置を検討する。

また、市民生活が徐々に日常を取り戻すため、事業継続計画（BCP）（マ序-2-1）などに基づき通常業務を同時期に回復することが必要になる。これらに即して効率的・弾力的に職員を配置する。

また、現有の職員だけでは対処しきれない場合には、他自治体職員の派遣の要請やOB職員の協力を要請する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・特定の分野や職種での人員不足の恐れがあるため、事前に検討しておく。
- ・OB職員の活用方法を事前検討しておく。
- ・過去の被災地派遣職員を把握しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 人員等の需給調査・復興体制の構築 【災対安全総務部・災害復興本部】	概ね 1週間 以内	①関係各部は、新たに必要とする人員の職種・人数、期間を災対安全総務部に報告する。 ②災害復興本部は、必要に応じて、復興を統括する組織（復興監、復興統括室等）を設置し、各種PTの立ち上げを行う。
(2) 人員等の配置調整・職員等派遣の応援要請 【災対戦略部・災対安全総務部】	概ね 1週間 以内～	①災対戦略部は、従事可能な職員の職種・人数の調査を行うと共に、可能な範囲での職員の配置調整を行う。また継続的に需給を把握し、再調整を行う。 ②配置する職員が不足する場合には、災対安全総務部は、他の自治体等に、職種・人数・期間等を明記して職員の派遣を要請する。 (参考：災害対策基本法、地方自治法、大災害からの復興に関する法律)
(3) 職員等派遣の応援要請・受け入れ 【災対安全総務部】	概ね 2週間後 ～	①宿泊場所等の受け入れのための生活環境を確保する。 ②派遣職員を必要な部署に配属する。 ③継続的に職務や生活環境の状況を把握し、必要な改善措置を図る。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員の要請から受け入れまでの手順を確認しておく。 (関連法規：災害対策基本法・地方自治法・大災害からの復興に関する法律) ・他自治体からの応援要請を受ける場合についても別途検討しておく。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・職員配置申請書 ・派遣職員要望書 ・OB職員名簿 ・災害時応援協定（地域防災計画）
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-3-1① 派遣職員の受入れの流れ ・1-3-1② 職員派遣に関する協定書（案）

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局行政部、総務局総合防災部
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①被災区市町村の派遣受入れ希望の取りまとめ ②都災対本部を通じて、広域応援協定団体等へ応援要請を行う。

1-3-2 復興ボランティアの受け入れ

活動のあらまし

実施担当	災対福祉部・関係各部
マニュアル更新担当課	福祉政策課

応急対策期に引き続いて震災復興では長期の一般ボランティア、専門的なボランティアが必要となる。ボランティアは、被災家屋の片付け、物資の仕分けや仮設住宅等での被災生活の支援など比較的専門性が低い一般ボランティアと、医療・福祉、外国語、建築など専門的ボランティアに区分できる。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・ボランティア活用に伴う環境、処遇等を事前に検討する。
- ・ボランティア対応窓口など受入体制の整備（資料1-64 P322 参照）
- ・ボランティア活動拠点リストの作成
- ・社会福祉協議会等と連携したボランティアセンターの設置・運営訓練
- ・市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークの構築

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 一般ボランティアの活用 【災対福祉部・関係各部】	概ね 1週間 以内	①災対福祉部は、社会福祉協議会へボランティアセンターの開設を要請し、市内外に広報、周知する。 ②災対福祉部は、開設場所や資材置き場の確保など、関係各部と調整し、開設までに必要な運営体制を整える。 ③災対福祉部は、ボランティアセンター開設後は必要に応じて運営の支援を行う。
(2) 専門ボランティアの確保と活用 【関係各部】	概ね 2週間後 ～	①関係各部は、必要な専門ボランティアを算定し、各部署で専門ボランティアを受け付け・登録する（災害前に確保しておくことが望ましい）。 ②専門ボランティアの活動は、関係各部が調整を行う。ボランティアの宿泊場所、保険等の関係のため、ボランティアセンターに状況を報告する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体、市関係団体（企業・大学・労働組合・市民団体・業者団体など）を把握しておく。可能であれば事前協定を締結しておく。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア応援要請書（各部課）
資料	<ul style="list-style-type: none"> 1-3-2① 東京都におけるボランティア活動運営関連図

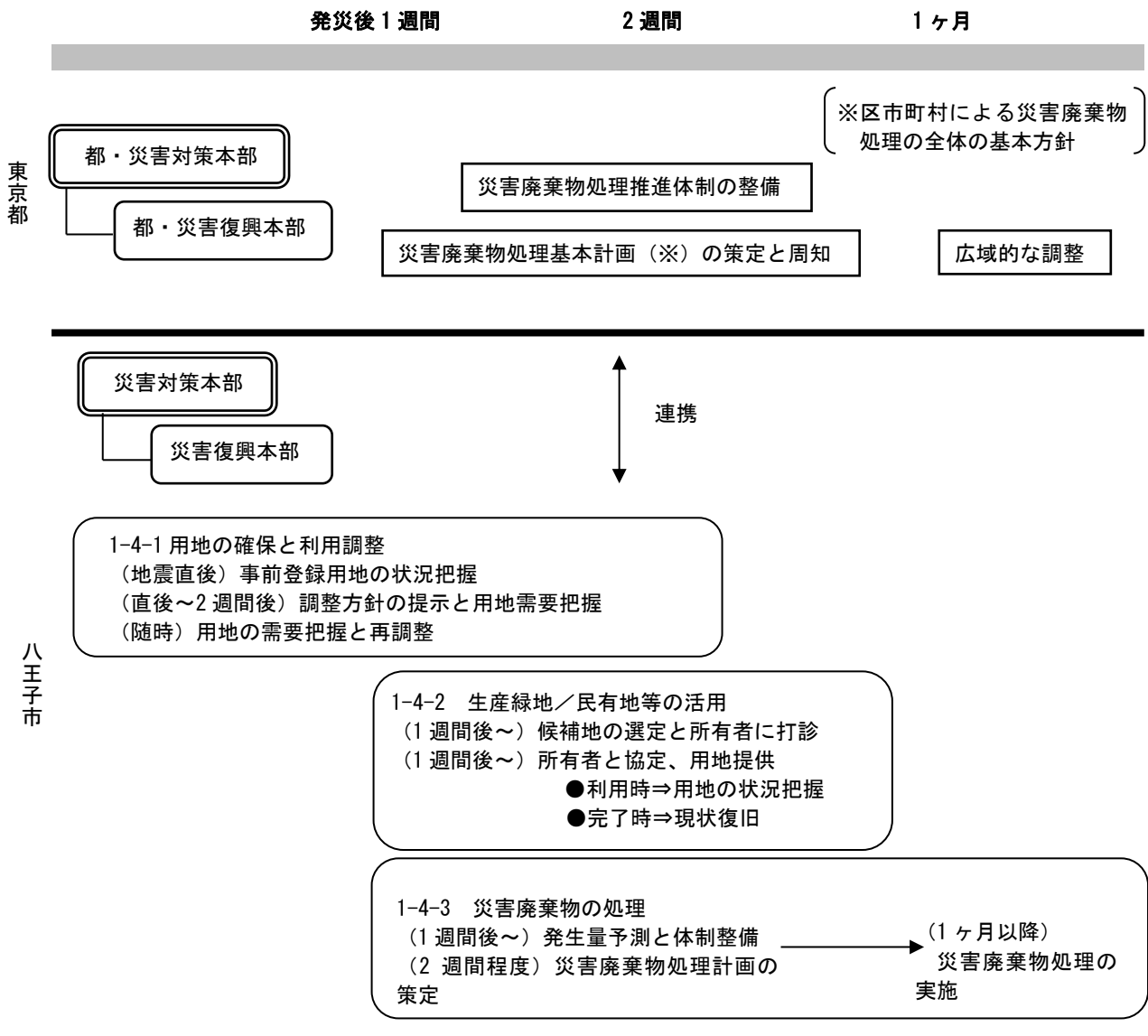
◆都の支援体制等◆

担当課	<p>総務局行政部区政課・市町村課①②、総務局人事部人事課・調査課③④</p>
支援内容	<p>①派遣協定書様式の検討 [事前] (資料1-54P 308～P310 参照) ②区市町村からの要請に基づき、都内の他区市町村に派遣を要請 ③②で対応できないものについては、都職員を派遣 ④②③で対応できないものについては、国に対して、国職員の派遣又は都外の地方公共団体からの職員派遣のあっ旋を要請</p>

第4節 用地の確保と災害廃棄物の処理

応急対策活動から復興に当たって時間的経過に即して様々な用地需要が発生する。これらは災害対策本部や災害復興本部で適切なタイミングで調整・対応をしていくことが重要になる。

市内には、生産緑地地区や企業・大学のオープンスペースもあるので、事前からの協力体制の構築等活用の準備を行っておくことが重要である。



1-4-1 用地の確保と利用調整

活動のあらまし

実施担当	災対安全総務部・産業振興部 ・都市計画部・関係各部
マニュアル更新担当課	防災課

震災後に取り組む応急・復旧・復興の諸活動においては、時間的経過に即して、以下のような種々の用地需要が発生する。事前登録用地をもとに災害対策本部で利用調整を行う。

- ① 応急活動期 -避難、救出救助拠点、ヘリコプター離着陸、自衛隊、ボランティア活動拠点 等
- ② 復旧期 -災害廃棄物一時置き場、ライフライン等復旧（人員、資機材）等
- ③ 復興期 -応急仮設住宅用地、公営住宅用地、臨時の施設用地等

災害復興本部は、災害対策本部から引き継いで事前登録用地の状況把握と利用調整を行う。また、なお不足する場合は生産緑地地区や大規模民有地等や必要な用地の確保にあたる。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・グラウンド等大規模用地を有している大学や事業所との災害時の協体制づくりを進める。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 事前登録用地の状況把握 【災対安全総務部】	直後	①事前に登録した「災害時に利用可能なオープンスペース（用地）」について状況を把握し、緊急性が高いものから利用を判断する。
(2) 調整方針の提示と用地需要把握 【災対安全総務部】	直後～ 2週間後	①災対安全総務部は、「事前用地調整方針」を示し、関係各部や関係組織から活動に必要な用地についての要望を取りまとめる。 ②都が総合調整を行う場合は、都へ報告し、用地調整を行う。 ③災対安全総務部は、庁内各部課や関係組織の要望を調整し、各用地の利用を決定する。
(3) 用地の状況把握と再調整 【災対安全総務部・産業振興部・都市計画部・関係各部】	随時	①継続的に用地の利用状況を把握し、適切に調整する。 ②用地が不足する場合は、生産緑地地区や大規模民有地等の確保（マ 1-4-2）に取り組む。

留意事項	
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前用地調整方針
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-4-1① オープンスペース等利用計画の策定 ・ 1-4-1② 事前用地調整方針（東京都）

◆都の支援体制等◆

担当課	総務局総合防災部防災計画課他関係各局
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①震災時に利用可能な用地の事前把握と区市町村と調整の上、都オープンスペース利用計画案の充実 [事前] ②災害時における事前用地調整方針の策定 ③応急・復旧・復興対策等に伴う全体的な用地調整・確保

1-4-2 生産緑地地区／民有地等の活用

活動のあらまし

実施担当	災対安全総務部・産業振興部 ・都市計画部・関係各部
マニュアル更新担当課	都市計画課

被災後に事前登録用地だけでは必要な用地が確保できない場合は、生産緑地地区や大規模な民有地等について所有者に承諾をもとめて復旧・復興の用地として利用する。

生産緑地地区については、所有者の承諾とともに農業利用との関係調整が必要であり、また利用完了後に現状復旧が原則であることに留意する（復興計画等で将来の公園や都市整備がなされる地区等で優先して活用を図る）。

民有地でも利用者の承諾と協定が必要である。長期間にわたる場合は有償使用にすることも考えられるため、財源等を検討しておく必要がある。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・土地の一時使用に係る契約書（案）の検討
- ・民有地の一時使用に係る事前調整（制度等の事前周知、所有者との個別事前協定等）
- ・生産緑地地区や大規模民有地等の事前把握

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 候補地の選定と所有者に打診 【災対安全総務部・産業振興部・都市計画部】	1週間後～	①あらかじめ生産緑地地区や大規模民有地等について把握しておき、災害時に所有者に意向を打診する。
(2) 所有者と協定、用地提供 【災対安全総務部・産業振興部・都市計画部】	1週間後～	①権利者の承諾が得られた土地について、市長名で協力要請を行い、協定を締結する。 ②生産緑地地区等の場合、農業委員会等との調整を行う。また、利用方法が定まる段階で、地域に周知する。
(3) 用地の状況把握/現状復旧 【災対安全総務部・産業振興部・都市計画部・関係各部】	利用時/完了時	①継続的に用地の利用状況を把握し、適切に調整する。 ②用地利用が完了した場合、所有者の意向を確認の上、速やかに現状復旧を行う。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公園不足地域等では、復興計画の中で生産緑地地区を活用した整備も考えられる。 ・公有地化の見込みがない生産緑地地区 <p>については、現状復旧が必要であるので、費用対効果を考えて活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法では土地の使用に対して費用が支出されないため、有償使用の場合は、東京都と協議し、財源を確保する。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区台帳 ・生産緑地地区図面 ・協定書雛形
資料	

◆都の支援体制等◆

担当課	財務局財産運用部
支援内容	①民有地等の一時使用に係る契約書案等の作成 [事前]

1-4-3 災害廃棄物の処理

活動のあらまし

実施担当	災対道路交通部／ 災対資源循環部・環境部
マニュアル更新担当課	清掃施設整備課

大地震によって、地盤災害、建物の倒壊、火災などにより大量の災害廃棄物が発生する。災害廃棄物が被災地から撤去されることが復興の第一歩になるので、円滑な処理が重要になる。

被災直後には、緊急道路の道路啓開等に伴い発生する災害廃棄物及び被災家屋から排出される壊れた家具等の片付けごみを処置する。

復旧・復興期では被災建物の解体等による災害廃棄物の処理が必要となる。仮置き場、リサイクル施設、最終処分、集積と運搬などの施設、資機材、人員等処理体制のさらなる強化が必要になる。

災害対策本部・災害復興本部では、すみやかに災害廃棄物発生量を予測し、それに見合った処理実行計画を策定し、実施する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・震災時のごみの発生量や処理対策について検討しておく。
- ・災害廃棄物処理に必要な用地の把握・確保
- ・連絡体制の整備（都災害廃棄物処理部会の連絡体制）（資料1-58 P315～P316 参照）

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 発生量予測と体制の整備 【災対道路交通部／災対資源循環部・環境部】	直後～	①被害状況を把握し、被災した公共施設および民間建物から発生する災害廃棄物（震災廃棄物）の予測をおこなう。 ②仮置き場の整備及び都や他の処理施設における受入可能状況を確認し、処理体制を確保する。（最終処分場、リサイクル施設等） ③災害廃棄物の運搬体制を確認し、確保する。 ④災害廃棄物処理に関する広報、市民からの要望、相談の受付等を行う。
(2) 災害廃棄物処理実行計画 【災対資源循環部・環境部】	2週間程度	①仮置き場、中間処理・分別、最終処分方法など都と協議し、民間災害廃棄物を含む「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
(3) 被災家屋の解体の実施 【災対契約資産部／災対資源循環部・環境部】	1ヶ月以降	①被災家屋の解体について、被災者・地域・事業者等と調整を行う。 ②災害廃棄物運搬・処理体制を強化する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りリサイクルに努める。 ・公費解体等の処置が取られる場合があるので国や都と密接に連絡をとる。 ・建物の一部や流木等が混ざる堆積土砂の撤去については災害廃棄物処理事業（環境省）や堆積土砂排除事業（国土交通省）などの支援制度があるが、それぞれの適用範囲について注意が必要である。「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（国土交通省、令和2年3月）」が参考となる。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・用地、仮置き場の候補地リスト ・仮置き場開設に必要な物品（遮水シート、カラーコーン、鉄板等）
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-4-3① 大規模災害時における災害廃棄物処理事業ロードマップ

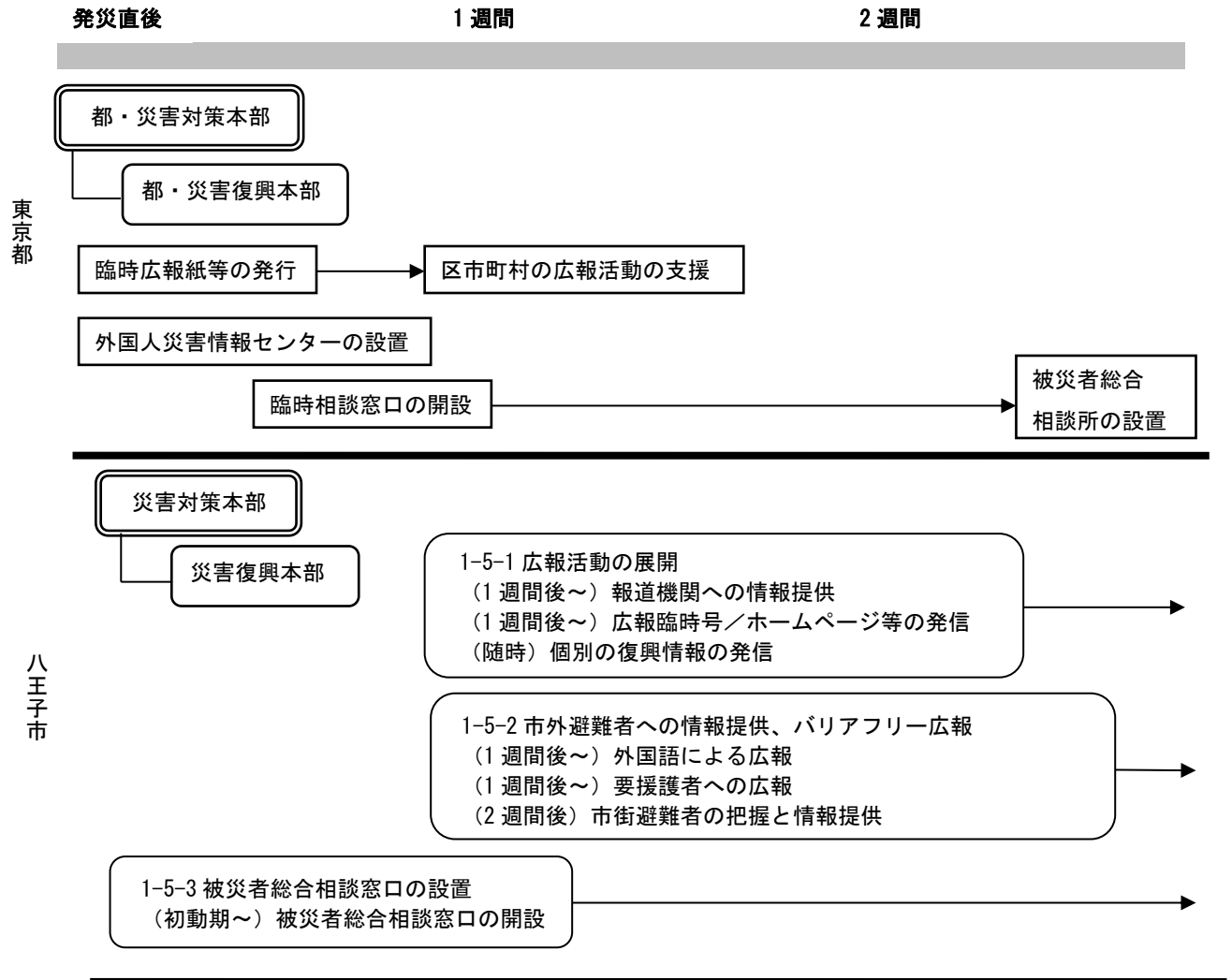
◆都の支援体制等◆

担当課	<p>環境局資源循環推進部計画課 環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①区市町村の災害廃棄物処理全体の基本方針を示す「東京都災害廃棄物処理基本計画」の策定 ②区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成支援 ③広域的な処理体制を確保するための調整 ④国庫補助に関する国との調整及び公費による処理対象範囲の決定 ⑤災害時の広報 ⑥家屋情報提供に関する調整 ⑦集積場所の確保に関する支援

第5節 広報と相談

復興等に関する様々な情報を適切な時期に適切な方法で、被災者や市民に発信していくことは、重要課題の一つである。

また、罹災証明の発行と関連づけて市民や被災者への相談業務を展開することは、復興への要望を把握する機会にもなる。



1-5-1 広報活動の展開

活動のあらまし

実施担当	災対安全総務部・災対戦略部 ・関係各部
マニュアル更新担当課	広報プロモーション課

災害対策本部の広報活動に引き続いて、災害復興本部においても迅速かつ十分に配慮して広報活動を行う。TV・ラジオ等マスコミを通じての広報とともに、ケーブルテレビ等や復興広報・ホームページ等を通じて行う。また、災害対策本部と連携しSNSを活用した情報発信や収集手法についても整備を図っていく。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・ラジオ、防災メールは基より、SNSなどの新しいツールについて検討する。
- ・広報紙発行には、印刷会社の迅速な手配が必要になるため市内会社のBCP等を把握しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 報道機関への情報提供 【災対安全総務部】	1週間後～	①災対本部、復興本部等で集約された被災状況、ライフライン等復旧情報、復興状況等について情報をまとめ、定時記者会見を開き報道機関に提供する。情報は紙ベースも作成して掲示する。その後、記録を残す。
(2) 広報臨時号/ホームページ等の発信 【災対戦略部】	1週間後～	①関係各部は、復興施策や生活関連情報等の市民が必要とする情報を災害復興本部及び災対戦略部に提供する。 ②提供された復興施策や支援の情報を広報臨時号の発行により被災者及び市民に提供する。ホームページや防災メール、SNSを活用し、同様の情報を掲載する。
(3) 個別の復興情報の発信 【関係各部】	随時	①災害復興基本計画や復興事業の進捗状況等、個別具体的な情報について災害復興本部と調整のうえ、特集号として関係各部が編集・発行する。 ②市全体に係る復興情報は、広報プロモーション課で通常広報として発行する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として情報公開を行う。 ・事前に、記者会見等マスコミ対応の場所や方法を事前に明文化しておく。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見用資機材 ・災害時広報フォーマット
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-5-1① 震災後の被害状況等に対応した復興関連情報一覧

◆都の支援体制等◆

担当課	生活文化局広報広聴部広報課①、総務局総合防災部防災管理課②
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった区市町村から要請があった場合における都の広報媒体で可能な支援 ②震災復興のプロセス等について、広く都民に周知する。 [事前]

1-5-2 市外避難者への情報提供、バリアフリー広報

活動のあらまし

実施担当	災対福祉部・災対市民活動推進部・市民部
マニュアル更新担当課	市民生活課

災害復興本部からの広報に当たっては、視聴覚障害者等ハンディキャップがある避難行動要支援者や、日本語に不慣れな外国人に対し、十分に配慮して行う。

また、市外に避難した被災者への情報提供のため、避難先等を把握する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ①語学ボランティアの派遣要請に係る連絡体制の整備
- ②手話、点字、通訳等の人材を事前に確保しておく。

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) <i>日本語に不慣れな外国人への広報【災対市民活動推進部】</i>	1週間後～	①日本語に不慣れな外国人にも必要な情報が正確に伝わるよう、多言語化に加え、やさしい日本語やピクトグラム等の活用に努める ※広報手段としては、HP、外国人向け情報誌「Gingo」、Facebook等 ②語学ボランティア等の協力を得て、多言語対応の充実を図る。
(2) <i>避難行動要支援者への広報【災対福祉部】</i>	1週間後～	①ボランティア等の協力を得て、手話・音声・点字等で情報を伝達する。
(3) <i>市外避難者の把握と情報提供【市民部・関係各部】</i>	2週間後	①市外避難者の把握： 避難所等の退出時に、避難先の連絡先等を提供してもらい管理する。また、マスクミヤホームページ等で市外避難者の登録を呼びかける。 ②市外避難者への情報提供： 関係各部は復興情報等をホームページ、メールマガジン等で提供する。

留意事項	
必要な物品	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-5-2① 東京都における外国人災害時情報センター（災害対策本部）

◆都の支援体制等◆

担当課	
支援内容	

1-5-3 被災者総合相談窓口の設置

活動のあらまし

実施担当	災対戦略部／災対都市計画・拠点整備部／関係各部
マニュアル更新担当課	広聴課

発災後、各避難所では避難所担当職員が被災者の各種要望や相談を受け付けて対応する。
 また、できる限り速やかに、市役所等に「被災者総合相談窓口」を開設し、被災者の生活再建に向けて、住まいと生活再建のために必要な情報を総合的かつ一元的に被災者に提供する。
 また各事務所では、状況に応じて所管区域内の被災者相談を実施する。
 法律、不動産・建築、医療・介護等の専門的分野に関しては、市内や都内の専門家組織と連携して対応する。

◆震災前に準備すべき事項◆

- ・発災後速やかに窓口を開設できるよう、体制を検討しておく。
- ・専門家及び「災害復興まちづくり支援機構」各専門家団体の連絡先リストの作成。
- ・想定される相談内容を考慮し、事前に専門家団体と協定を結んでおく。
- ・電話相談について事前に検討しておく。
- ・相談内容の記録書式の作成（「震災時用」と記入）
- ・被災者総合相談所の開設場所・電話回線の増設等施設設備の整備

行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）

具体的行動名	実施時期	手順と方法
(1) 被災者総合相談窓口の開設 【災対戦略部／災対都市計画・拠点整備部／関係各部】	初動期～	① 災対戦略部及び災対都市計画・拠点整備部は、市役所等に被災者総合相談窓口を開設する。 ② 被災者総合相談窓口と近接させて、各種申請窓口（罹災証明書等）を設置し、相談に来た被災者が引き続き手続きが出来るように配慮する。 ③ 関係各部は被災者総合相談窓口（及び各事務所）への情報提供及び要員派遣等の支援を行う。 ④ 必要に応じて、各専門家団体に専門家の派遣を要請する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に配慮する。 ・性別や年齢、障害、国籍等にとらわれない多様な視点を持って可能な限り配慮する。
必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録様式 ・各種申請書書式 ・各種証明書式 ・受付番号発行機等 ・災害対応力を強化する女性の視点 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン (内閣府男女共同参画局)
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・1-5-3① 震災時の相談体制と相談内容 ・1-5-3② 被災者相談シート（案）

◆都の支援体制等◆

担当課	生活文化局広報広聴部都民の声課
支援内容	①相談事業の運営に伴う情報提供